

貿易救済セミナーを開催しました

- 特殊関税等調査室では、11月8日（水）、三田共用会議所において、貿易救済セミナー「アンチ・ダンピング措置等の効果的な活用に向けて」を開催しました。当日は150名以上の方にご参加いただきました。
- WTO事務局、豪州政府、米国・EUの産業団体による講演、パネルディスカッションが行われ、会場からも多くの質問が出されました。

【セミナーの内容】

1. 貿易救済措置の概要
2. 日本における貿易救済措置の活用に向けて
3. 中小企業による豪州のアンチ・ダンピング・システムの活用（豪州政府アンチダンピング委員会）
4. 貿易救済措置の申請におけるEU産業団体の役割について（欧州化学工業連盟（Cefic））
5. アルミニウム産業の事例研究（米国アルミニウム協会）
6. パネルディスカッション、Q&A



A D申請の検討に活用できる情報収集

- AD申請に当たっては、ダンピングの事実等の証拠を「合理的に入手可能な情報」により提出することが必要です。
- 以下のような情報の収集から始め、段階的に情報収集・分析の範囲を広げることが効率的です。

1. 調査対象としたい貨物（＝対象貨物）と競合する国産品についての自社の経営指標（過去3年分。特に、生産量、販売量、売上高、売上総利益、営業利益）
2. 我が国への対象貨物の輸入量・輸入額（全世界と調査対象としたい国（＝輸出国）。通常、貿易統計から入手可能）
対象貨物及びそれと競合する国産品全体の国内需要量（統計、業界団体が保有する情報）
3. 対象貨物の特性（対象貨物及びそれと競合する国産品の異同など）
4. 対象貨物の輸出国内販売価格（入手できる情報）
輸出国から我が国に輸入された対象貨物の価格（通常、貿易統計から入手可能。）
5. 輸出国における対象貨物の製造原価に関する情報
6. 営業現場での事例（対象貨物を引き合いに出した値下げ要求が多いなど）

貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。